

青少年は・・・

# 不健全図書類、 指定がん具類、指定刃物を 購入してはいけません！

## ■不健全図書類とは

著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある

## 雑誌類、写真、 ビデオテープ、DVD など

図書類販売業者等は、指定図書類を

- 青少年に、販売、頒布、貸し付けてはいけません。
- 青少年が閲覧できないように包装しなければいけません。
- 他の図書類と明確に区分陳列をしなければいけません。



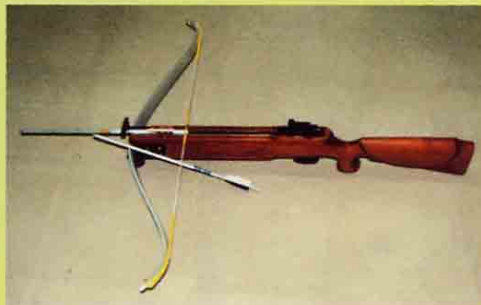
※警告に従わず違反した場合は、30万円以下の罰金に処せられます。

## ■がん具類の例示

エアガン



ボウガン



特定がん具類



がん具類販売業者等は、青少年に指定がん具類を販売、頒布してはいけません。  
※30万円以下の罰金に処せられます。但し、特定がん具類については、警告に従わない場合に限る。

## ■刃物類の例示

仕込みナイフ



バタフライナイフ



何人も、青少年に指定刃物類を販売、頒布、貸し付けてはいけません。  
※30万円以下の罰金に処せられます。